

令和8年度

# 障がい者を対象とした 秋田市職員採用試験受験案内書

## 秋田市が求める職員像

### 「市民・地域・組織へ貢献する職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織への「貢献」を常に考え、追求することをめざす職員

- 受付期間 令和8年8月17日(月)午前9時から9月4日(金)午後5時まで
- 申込み方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。  
次のURLから「受験申込みについて」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、受付期間中に申込み手続きを行ってください。  
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>  
※ 電子申請サービスのリンクは、令和8年8月17日(月)午前9時までに公開予定です。
- 第1次試験 令和8年11月1日(日)
- 試験会場 秋田市役所本庁舎5階

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 秋田市総務部人事課<br>〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1<br>TEL 018-888-5429<br>E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp |
|--------|---|

## 1 試験区分、採用予定人員および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容                  |
|------|--------|-----------------------|
| 行政   | 1人     | 市の事業・サービス全般における一般行政事務 |

## 2 受験資格

次の要件を全て満たすかたが受験できます。

- (1) 昭和52年4月2日から平成21年4月1日までに生まれたかた（学歴は問いません。）
- (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けているかた

※下記の手帳等は受験申込日及び受験当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、ご注意ください。

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 提出書類および受験票について

#### (1) 提出書類

○学歴および職歴について【必要な方のみ提出】

電子申請時、学歴又は職歴の入力欄が足りない場合のみ、以下URLから様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子申請上で添付してください。

※ 電子申請の入力欄に学歴又は職歴を全て入力できる場合は、本様式の提出は不要です。

ダウンロードURL：<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>

#### (2) 受験票

受付期間終了後、受験票ダウンロード通知のメールを順次送付します。10月23日（金）までにメールが届かない場合は、受信設定および登録したメールアドレスに誤りがないかご確認の上、人事課へお問い合わせください。

### 4 第1次試験

#### (1) 試験日 令和8年11月1日（日）

| 集合時刻   | 試験種目   | 試験時間          |
|--|--------|---------------|
| 午前9時40分  | 一般教養試験 | 10時00分～12時00分 |
| ・午前9時40分から試験の説明を行います。これに遅れた場合は、原則として受験できません。<br>・点字による受験の場合は、試験時間が異なります。 |        |               |

#### (2) 試験方法

| 試験種目               | 試験の内容  | 試験形式          |
|--------------------|--|---------------|
| 一般教養試験<br>(高校卒業程度) | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 | 択一式<br>(120分) |

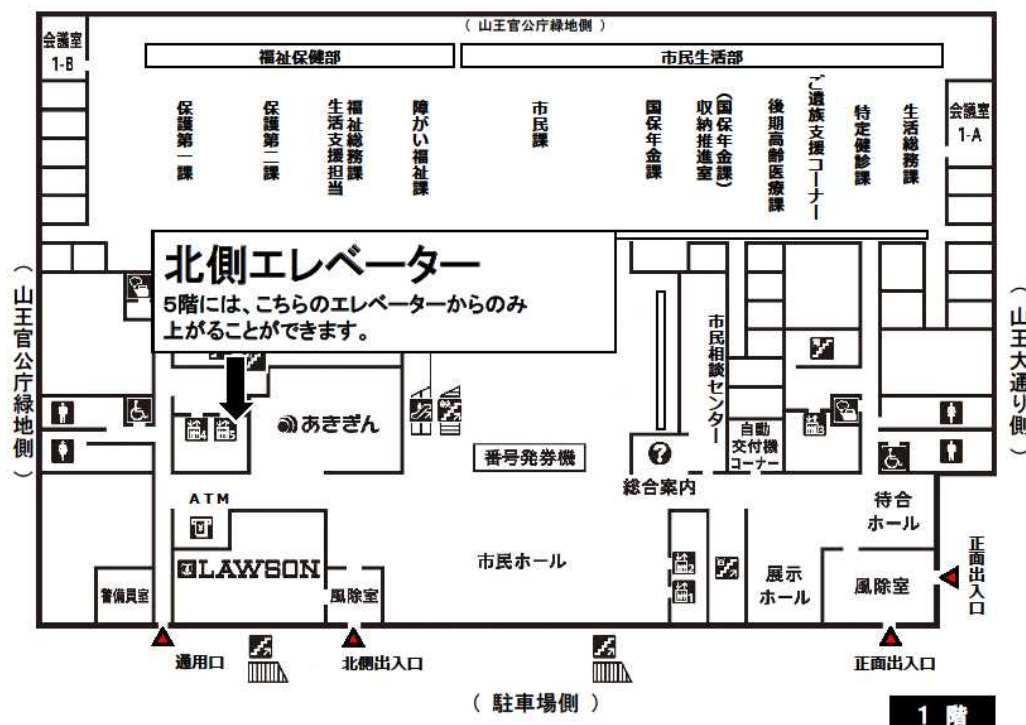
※ 試験当日は、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参してください。

※ 希望する方は点字による受験や手話通訳者を介しての受験又は要約筆記による受験もできます。

#### (3) 試験会場

秋田市役所本庁舎5階（秋田市山王一丁目1-1）

※第1次試験の際は、次の案内図に従って、会場へお進みください。



#### (4) 第1次試験合格者の発表

令和8年11月13日（金）に受験番号を秋田市ホームページに掲載するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

### 5 第2次試験

#### (1) 試験方法

第1次試験の合格者について、作文試験および面接試験を行います。

なお、作文試験の評価は、第3次試験とあわせて行います。

| 試験種目 | 試験の内容                                 | 試験形式         |
|------|---------------------------------------|--------------|
| 作文試験 | 一般的な事務の遂行に必要な文章による表現力、理解力<br>および文章構成力 | 記述式<br>(60分) |
| 面接試験 | 職務遂行に必要な適格性に関する面接試験                   | 口述式          |

※ 試験当日は、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参してください。

※ 希望する方は点字による受験や手話通訳者を介しての受験又は要約筆記による受験もできます。

#### (2) 試験日

令和8年11月下旬（日時については、第1次試験合格者に文書で通知します。）

#### (3) 第2次試験合格者の発表

令和8年12月上旬に文書で通知します。

### 6 第3次試験

#### (1) 試験方法

第2次試験の合格者について、面接試験を行います。

#### (2) 試験日

令和8年12月下旬（日時については、第2次試験の合格者に文書で通知します。）

### 7 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

### 8 最終合格発表

第3次試験による最終の合否は、令和8年12月下旬に文書で通知します。

### 9 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参して、人事課に直接お越しください。開示は口頭により行います。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土・日・祝日等は受付していません。）。

| 開示請求できるかた  | 開示内容                          | 開示期間              |
|------------|-------------------------------|-------------------|
| 第1次試験の不合格者 | 一般教養試験の得点と順位                  | 第1次試験合格発表の日から1か月間 |
| 第2次試験の不合格者 | 一般教養試験の得点と順位、<br>総合評価         | 第2次試験合格発表の日から1か月間 |
| 第3次試験の受験者  | 一般教養試験および作文試験<br>の各得点と順位、総合評価 | 最終合格発表の日から1か月間    |

### 10 合格から採用まで

(1) 最終合格者の採用は、令和9年4月1日付けとなりますが、最終合格のほかに補欠合格を決定することがあります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。

なお、補欠合格者名簿は、令和9年2月末日まで有効です。

(2) 採用された場合は、給料（初任給は高校新卒の場合、令和8年4月現在で208,343円。短大等の学歴や職歴によって加算あり。）のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等が給与規定により支給されます。

※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。